

○金融庁告示第四十二号

スイス・リインシュアランス・カンパニーより
保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第
二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項
第一号に定める外国保険会社の商号の変更）が
あつたので、同法第百八十九条の規定に基づき、
次のとおり告示する。

平成二十年六月十九日

金融庁長官 佐藤 隆文

外国保険会社等の
スイス・リインシュアラン
ス・カンパニー・リミテッド
商号